I 課題研究 犯罪社会学におけるリスク社会論の意義

「児童福祉から児童保護へ」の陥穽

――ネオリベラルなリスク社会と児童虐待問題――

上野加代子 德島大学

〈要旨〉

本稿では、「虐待する親から子どもを守る」と称する実践が、どのような形でリスク言説と結びつき、「ネオリベラル体制」の一翼を担っているかを示す。本稿で言う「リスク」とは、「新しい統治様式」である。社会福祉の分野において、リスク概念の導入は、児童福祉の実践を根本的に転換させるものであった。従来の児童福祉では、子どもや子どものいる家族のニーズに対して必要なサービスを提供することが主要な目的だったが、近年、「虐待のリスク」という考え方の台頭によって、リスクアセスメントを用いて親をリスクの程度で分類し、「ハイリスク」と判定された親をモニターすることが児童福祉の主要な目的になってしまった。つまり、児童福祉は「子どもの福祉」ではなく、「親を統治する手段」に変容したのだ。本稿では、先行研究を整理しつつ、日本における児童虐待リスクアセスメントの実態を、児童虐待事例に即して検討する。それによって、虐待のリスクとは「疑う余地のない事実」や「統計的事実」ではなく、複数の解釈の余地がある事象に、「虐待のリスク」という単一の解釈枠組を押し付ける営みであることを示す。

キーワード: リスク、 児童虐待、 ネオリベラリズム

1 問題関心

「子どもを守る」、これは近代社会においては至高の価値であり、それにもとづいた実践が不可欠だとされている。近年、この実践は、第一に親の虐待の犠牲になる子どもに照準が定められてきた。子どもを虐待する親は何らかの問題を抱えており、その虐待リスクを探知することで危険な親の存在を把握し、事前に子どもを守るべきである。この主張にもとづいて、虐待のリスク要因を突き止める調査がなされ、児童虐待リスクアセスメントやその使用方法のマニュアルやガイドラインが作成されてきた。そして、リスクアセスメントに沿って収集した情報をもとに、親が虐待の危険度に応じて分類されモニターされる。

この虐待する親から子どもを守るという主張と 実践は、一見すると何の瑕疵もなく「良いこと」 のようにみえる。英国、米国、日本などをはじめ とする児童虐待の防止対策を掲げている諸国では、 上記の虐待防止システムが実際に作動している。 しかし、このような主張と実践を形づくっている 「児童虐待のリスク」という考え方を徹底的に解 剖すると、別の見方が立ち上がる。

まず、リスクという考えは、児童虐待の問題を、 危険な親の監視とモニターという枠組にそっての み人々に理解させるものである (Howe 1992). リスク概念の台頭には、社会保障ならびに社会福 祉の考え方の大きな変化を伴っていることが多い. 社会福祉の主要な課題は、親への長期間にわたる 援助やサポートより、調査と子どもの保護だとい う考えに変化するからである。 リスクアセスメン トとは, 専門的な仮説や経験的な知識に照らして 児童虐待に関連すると仮定された項目から、調査 を通して統計的に有意差をもつ項目をリスク要因 として確定し、今度はそのリスク要因を当該現場 で子どもや養育者に適用して虐待危険度を評定し ていく方法である。そして、児童保護において使 用されているリスクアセスメントは、子どもに危 害が加えられることを未然に防ぐことが目的であ るから、子どもよりも親を注視する (Strega 2009: 145). アセスメント表で児童虐待のリスク としてあげられている諸要因(失業、貧困、保育 に欠く状態,安全性を欠く住宅など)が、社会保 障政策の不備に由来するものとしては言及されず, リスクをマネージできなかった親の問題だとして 捉えられる仕組になっているのである(Strega 2009: 143). このように、そもそも社会的文脈が あった諸問題の出自を隠す。新しい統治様式が具 現化したひとつの具体例として、児童虐待問題を 分析していくことができるのである.

リスク概念は、個人の責任の強調と政府の社会 保障の歳出縮減、規制緩和と経済市場重視のネオ リベラリズムのイデオロギー装置の一環として 議論されている (Parton 1998: Pollack 2010: Webb 2006). 本稿では、まずリスクをめぐって 示されてきた批判的な論点を整理する. そして日 本における児童虐待のリスクアセスメントや児童 虐待の事例をとりあげ、虐待リスクとは疑う余地 のない「事実」や「統計的事実」というより、ネ オリベラルの福祉体制において、他のあらゆる解 釈の可能性から、まさしく児童虐待のリスクだと する解釈を刻みだす新しい営みであることを示す.

2 リスク・パラダムの台頭

(1) リスク社会と個人化

社会科学において、誰もが突如としてリスクと いう言葉を用いて語り始めるという「リスク・ ターン」が顕著に観察されるようになったのは 1990年代である (Walklate and Mythen 2010: 46). リスクという言葉以外にリスク研究をつな ぐものがほとんどないと指摘されるほど、リスク 概念はおびただしく、そして可塑的に使用されて きた (Garland 2003: 57). 研究者だけではない. リスクは、健康、犯罪、年金、そして人生設計の 全般において人々によって広く日常的に使われて おり、この言葉が人々の日常的な思考や行動の様 式を形づくるのである.

本稿では、リスク社会を、リスク概念によって 組織化され、リスクの言説とテクノロジーによっ て管理されている社会として広義に定義する (O'Malley 1998). リスク社会については、多く の研究者によって言及されている 大別すれば. リスクの実体的側面を前提とする研究と、リスク が特定の時代・社会・文化において構築されてい く面を浮き上がらせる研究があるが、いずれも、 リスクという考えが今日の生活においてリアリ ティをもってきていることについては一致してい る Beckは、リスク社会の出現を次のようにとら えている。近代化が進めば、近代化初期で重要と された富や雇用といった「良いモノ」の生産や配 分ではなく、「悪いモノ」を予防したり、それを最 小限化したりすることが重要になってくる。近代 社会の初期段階では「欠乏」が社会の原動力に なっていたのが、「近代の徹底化」である後期近代 では、その原動力は「不安」である。Beckの著書 『危険社会――新しい近代への道』で主に取り上 げられたリスクとは産業化によって人間の手でつ くられた放射能などの有害物質に関することであ るが、Beckの「近代が生み出した発展」の負の帰 結についての議論の射程は、「個人化」と結びつき、 家族、労働、政治などにも及ぶ。 高度経済成長を 経験した社会では、大多数のひとたちの生活水準 がエスカレーターのごとく上昇した。社会的不平 等は依然として残存し、失業が広範囲に存在して いるが、もはや階級とは結び付けられない、業績 主義により社会的不平等が見かけ上は正当化され、 不安の社会的出自が知覚されにくくなり、社会問 題が、個々人の心理的問題になった (Beck 1986=1998). Luptonも著書, Riskで, 環境リス クだけでなく、さまざまな事象がライフスタイル リスク, 医学リスク, 対人リスク, 経済リスク, そして犯罪リスクとして、特定の社会・文化や歴 史的な文脈において負の意味づけを付与されなが ら中心的な位置を占めるようになり、個々人がそ れらのリスクに対して対応することが迫られてき たと説く (Lupton 1999). リスクをめぐってさ まざまな領域で人々が語り始め、リスクについて の科学的知識をもとにした専門家の意見が対立す るなか,ひとびとは個々に状況を評定し,選択し ていかなければならない. したがって、心配事や 不安が喚起される状況への人々の対応は、消極的 というより、計算的であり (Giddens 1991: 2005) 個別の積極的な反応である再帰的な対応 になる (Beck 1986=1998) リスク社会では、 不安が個人化されるだけでなく, 不安を積極的に 管理する主体が求められているのである. この点 を以下でみていこう.

(2) リスクによる統治――新しい責任主体

そもそもリスク概念をめぐっては、The Foucault Effect: Studies in Governmentality (Burchell et al. eds. 1991) など、統治という観点からの批判的な議論の系譜がある。そこでの議論の骨子は、リスクの数的な管理が、政策場面に積極的に採用されてきたことを統治の様式の変化——ひとりひ

とりに焦点をあて自己の道徳的変容を強いる規律型統治から,個人をあてにしない人口を対象としたポスト規律のリスク統治への移行――から捉えようとするものであった.リスクによる統治は個々人に対してなされるというより,犯罪リスクリダクションなどの環境整備などハード面での操作で,対象はあくまで人口であるからだ.ここでは,主体という概念も,リスク要因の合体に溶解してしまうとさえ指摘されてきた(Castel 1991: 281).

一方で、このような議論で同様に重要なのは、 リスク社会の特徴をそなえている社会においても, 個人の変容を強いる規律型統治が前提にされてい る、という指摘である。なぜなら、人口のデータ から集めたリスクについての情報は、その情報を もとに個々人がどのように行動すべきかという指 針が織り込まれている (Lupton 1999: 88). 犯罪 機会をハード面で減少させるプログラムも合理的 選択をおこなう個人を前提としている(O'Malley 1992: 264). リスク社会においては、個々人が統 計的な蓋然性についての基本的な考えを理解でき, 抽象的なものを日常生活のテンプレイトとして応 用することで、リスクを管理しなければならない ので、そういう自己や主体が造型される (Hannah-Moffat and O'Malley 2007). 現に、個人が リスクを回避する、専門家の知識をもとにしたさ まざまな戦略が流布している (Lupton 1999: 88). 危険を回避しようと努力する個人の存在が、リス ク社会の歯車として不可欠なのである。

この統治に焦点を当てた議論では、人間行動をカテゴリー化するネオリベラル政治体制の制度としてリスクが分析されてきた。リスク概念とともに、政府の介入に対して個人の自由と権利を称揚するネオリベラルの政治体制が後期近代の国家に出現し、それと適合する新しい主体の概念が作り出されてきた。健康、雇用、富、そして安全と

いった点でリスクを管理する「責任を引き受ける 主体」(O'Malley 1992: 266-7) である. つまり、 犯罪被害、病気、失業、年金の運用などにおいて、 リスクが知らされているにもかかわらず、それを 回避できなかった場合、リスクの管理に失敗した 個人に責任が帰属させられる。なぜなら、社会は、 警報の設置であれ、健康的な食生活であれ、複数 の事象のリスクに対して賢明な決定をしていく 「思慮深い市民」(Kemshall 2010) によって構成 されていることになっているからである。 リスク による犯罪防止では, 政府の労働市場や福祉の政 策ではなく, 自己防衛の「私事化された数理主義 」や「新しい思慮主義」が招来されてきた (O'Malley 1992). さらにHannah-Moffatによる と、犯罪統制のリスクアセスメントのなかにすで に道徳性の項目が入り込んでいるなど、リスク/ 数理型は、規律的な統治と非常に密接に関連づけ られてきた (Hannah-Moffat 1999).

これらの議論が一様に強調するのは、政策側で はなく、人口の側の諸個人にさまざまな事柄の責 任が帰属させられる点である。 さらに本稿との関 連でいえば、この責任主体もジェンダー中立的な ものではなく、ジェンダー化された主体という側 面が認められる (Hannah-Moffat and O'Malley 2007) たとえば、あれこれのリスクがあるので 気をつけるように、という警告がなされているに もかかわらず、そのような地域に足を踏み入れた らその女性のリスク管理能力が問われる. 男性は 文化的境界を侵犯してリスクを取ることが社会的 に承認される時期 (子ども期,青年期)や文脈 (男性性の確証) があるが、女性は一様に愚かだ とみなされてしまう。女性のほうが男性よりも思 慮主義を深く内面化し, 体現することが要請され ているのである (Haney 2004, Lupton 1999: 157-163).

(3) リスクの被構築性

今日では、社会のあらゆる局面において自己責 任とパッケージされたリスクという考え方が適用 されているが、実際、このリスク要因とはどのよ うに決定されるのであろうか。

研究者の間でも、特定のリスクと実際の被害と の因果関係については、さまざまな解釈がなされ ている (Beck 1986=1998: 44-45). リスク概念 は、過去でも現在でもなく、「もし~ならば」と いった将来の危険や危害を評定するのである (Walklate and Mythen 2010: 58). 「実際の害」 は証拠が必要とされるが、予測要因であるリスク のカテゴリーのもとにはより多くのものが包摂可 能である (Hannah-Moffat and O'Mallev 2007). しかし、ここでは、何でもリスクになりうるとい うことだけが重要ではないだろう。留意すべきは、 実際にリスクとして認定されたり、取り上げられ たりするのは、実は特定のものだけだという事実 である。

この点をリスク概念が席巻した医学における例 をからみていこう. 監視医学という言葉で, 医学 によるリスク概念の台頭を指摘したArmstrongに よると、20世紀後半、健康と病気のそれまでの臨 床的な区分が溶解され、医学による可視化ネット ワークのなかに全員が投入された そこではそれ まで「正常だったひとたちの問題化」(Armstrong 1995: 395-8) がなされ、そのネットワークの結 節点としてリスク概念が使用されてきた。人々は、 頭痛が高血圧のリスク要因で、高血圧は脳梗塞の リスク要因だ、といったように無限のリスクの チェーンに組み込まれる。そして、医学的な疾病 や症状や数値だけでなく、ライフスタイルといっ た身体外のスペースに属すると考えられてきたあ りとあらゆるものが何かのリスク要因として現れ るようになった (Armstrong 1995). Armstrong の議論は、次元やカテゴリーの全く違うものを

次々つなげていく連結力としてのリスクの威力を 理解するうえで重要である。しかし実際は、医学 においてもありとあらゆるものがリスクをして焦 点化されているわけではない

佐藤は、医学におけるリスク概念の浸透の背景 として、感染症などのように、疾患は特定の原因 によって発症するという単一原因論である特定病 因論から、狭心症や心筋梗塞などの虚血性心疾患 の台頭で疾患はさまざまなリスク因子の複合的作 用で発症するという確率論的病因論への移行を指 摘する、 虚血性心疾患になるひとの生活を調べて、 その生活から関連する物質をみつけようとしても みつからない、ところが、もっと遡って「悪さを すると思われるような」物質や行為や生活スタイ ルをとりあげ、統計的な相関を突き止める疫学調 査を行うと、何かがでてくる、実際のリスク計算 は、先行する医学研究から、リスクになりそうな 事象が医学的に推測され、措定され、それらに対 するパイロット・スタディ (小規模予備試験) が 行われ、そこからリスク計算の対象となる「要 因」が選ばれることになっている。しかし、調査 の対象は特定の事象のみである。虚血性疾患のリ スク要因はそのすべてのものをリスク要因とする のではなく、大気汚染、被爆放射線量などの環境 条件などは除外されているので、リスク要因とし て特定されることもない. 虚血性心疾患の発症率 と所得・階層との相関性も、先行する疫学研究で 確認されていたにもかかわらず、これらがリスク 要因として設定されることはない。それが政策の 関心事ではないからである(佐藤 2013).

ある事象は、そのままではリスクにならない。何かの事件、理論、測定器具などによって見えはじめ、関係性が論証されたものがリスクになる(Beck 1986=1998)。しかし、そもそもなぜその事象に眼差しをむけるのか。何の理論をもとにリスク項目の選定の調査をどのように行うのか。リ

スクを認定する一連の作業には、専門家や予防政策決定者の意図、政治的な取捨選択が介在しているはずであるが、客観的とされる「数字」や「統計的蓋然性」ゆえにその政治的意図や帰結がみえにくくなる。

3 ニーズからリスクへ

(1) 児童福祉現場におけるリスク

このように、リスクは「論争的な概念」(Walklate and Mythen 2010) として立ち現われている。では、社会福祉やソーシャルワークの現場において、リスクはどのような形で導入され、その状況に対して、どのように議論されているのであろうか。

社会福祉とソーシャルワークで、リスクやリスクアセスメントについて議論が集中してきたのは、司法福祉と児童福祉の分野においてである。以下では、両分野のオーバーラップが大きい児童虐待における議論をみていく.

児童虐待を扱う実践現場では、現場での構造化 されていない個々の決定、つまりソーシャルワー カーなどによる当該ケースのケースバイケースの 判断から、標準化されたリスクアセスメントの広 範囲の使用へと大きく舵が切られてきた (Price-Robertson and Bromfield 2011) リスク の項目としては, 家族構成, 経済状況, 薬物使用, 住宅状況、親の態度や価値などが含まれている。 標準化されたリスクアセスメント使用が浸透した 理由について、米国の現場でインタビューを行い、 報告書なども包括的に調査したKamermanと Kahnによると、それは次のような目的に適うと 考えられていたからである。 リスクの最も高い ケースに介入できるように優先順位を確立する, アセスメントによってケース数を減らすことで児 童保護サービスの対象を機関の対応可能な範囲内 に狭める, スタッフの能力不足を補う, 一貫性の

ある基準を発達させ州の間の不均衡を減らす。そ して機関の管轄下において家庭で子どもがひどく 虐待されたり死亡したりしたケースで、措置しな かった判断が客観的、科学的であったと反論でき、 世論の批判から機関とワーカーを守ることができ る, などの目的である (Kamerman and Kahn 1990). なお英国でのリスクアセスメントの台頭 は、1970年代における養育者による子どもの死 亡事件の報道(とくに1973年のマリア・コウエ ルの死) に対する社会的義憤への公的対応によっ て後押しされた (Parton 1985).

すなわち、欧米の児童保護の現場において、「児 童虐待エラー」(Howitt 1993) と称される機関の 判定ミスがメディアで次々にとりあげられ、児童 保護サービス機関が過剰介入と過小介入の両方の 責任が問われていくなかで、科学的にみえるリス クアセスメントが導入されたのである。 重要なこ とは、個々の子どもたちや家族のニーズへの着目 というより、限られた予算で、判定ミスの問題を も含めて対応していなければならない児童福祉機 関の事情によるところが大きいという点である.

現場での「リスクへの転換」にともない。リス クを評定するうえで、もっとも有効な方法につい ての議論が交わされ、それは「リスクアセスメン ト・ウォーズ」と称されている。とはいえ、その 議論の内実は「ウォーズ」という言葉からのイ メージとは異なり、リスクアセスメントが必要で あることを前提に、数理統計により抽出された 「数理リスクアセスメント」が、児童保護の文献、 さらには専門家の現場の知識や勘、文脈などにも とづいた「専門家の経験知によるリスクアセスメ ント」よりも有効か否かが争点になった。数理統 計のリスクアセスメントはエヴィデンスにもとづ くが、判定の合意にもとづくツールのほうが、よ り多くの変数を取り込めるので包括的であり、よ り柔軟に使えるのではないか、といった議論であ

る (Price-Robertson and Bromfield 2011. White and Walsh 2006). そもそも、リスクアセ スメントをめぐっては、この「ウォーズ」以前に も、「数理」か「合意」かのどちらが有用かという 問いのもとでの調査研究がなされてきた(例えば Baird and Wagner 2000). つまり、児童保護に おけるリスクアセスメントについての「ウォー ズ」は,リスクアセスメントをどう合理的に「改良」 し、効果的に使用するかの議論であったのである (Baumann et al. 2005: Johnson 2006: White and Walsh 2006).

とはいえ、リスクという考え方への批判的分析 を踏襲し、児童保護のリスクアセスメントに対し てより根本的な内在的ならびに外在的な批判が存 在している。英語圏の児童虐待防止の現場で、リ スクアセスメントは概念化・操作化の段階と実際 の使用段階において、以下にみるような疑問が投 げかけられてきた.

第一はアセスメントツールを作成する段階の問 題である。リスク要因を突き止めるパイロット研 究は、すでに虐待と判定されたグループをみてい るだけで、コントロールグループを置いているわ けではない、そして何が児童虐待のリスク要因な のかは、調査によって違い、各調査においてもそ の証拠が希薄である (Parton et al. 1997). これ らのアセスメント表では、しばしばリスク要因と 虐待的な行為との関係が、それがいくつかの関連 性のひとつだと解釈するのが精いっぱいのときで も強く示されている (Strega 2009). さらに問題 は、リスクアセスメントが特定のジェンダー化さ れた家族像にもとづいて作成されていることであ る. そこでは、夫婦と子どもの核家族の形態、子 育ては母親という仮説が忍び込んでいる。インテ ンシブな母親業を規範とするアングロサクソンの アメリカ文化の家族モデルは,特定の時代,社会, 民族に限定されるものであるのに、そこから逸脱

している養育者をハイリスクとして扱っている (Strega 2009: 143). 母親としての行動や家事遂 行度といった点で母親への期待が大きく, 父親は もし考慮されてもマイナーなプレイヤーの位置づけである. 母親が, 男性保護者からの暴力から子 どもを守ることも含めて, 子どもの保護の責任者 だという強力な前提にもとづいている (Stanley and Goddard 1993).

第二はリスクの予測の問題性についてである. 個々のケースにおいて、ひとつの情報を得るソー スが1つか2つであることが多く、とくに家族に 与える環境的、構造的な部分がほとんど聞き取ら れていない (Strega 2009: 143). 精神医学的な 診断は、「事実」というより、観察者の「意見」に すぎないことが多いが (Strega 2009: 153), リ スクアセスメントではリスク項目によって児童虐 待を予測できることになっている。さらには、こ れらのリスク要因は「集団」を対象にした調査に おける統計的な推計によるものである。しかし現 実の児童保護の現場は、集団ではなく、さまざま な個別性を抱えた子どもがいる「個々の家族」を 扱っている (Parton et al. 1997). リスクアセス メントは、資源の優先性に関しての政策立案ぐら いには役立てることができるかもしれないが、誰 が虐待され、虐待されないのかについての予測は 正確さを欠く (Parton et al. 1997; Pollack 2010).

第三は、リスクアセスメントがもつ権力性についてである。児童保護機関がリスクアセスメントの道具を使用することについては、「皇帝の新しい服」(Wald and Woolverton 1990)として、その権力性が議論されてきた。養育者の経験や意見はリスクアセスメントの枠内に強引にはめ込められ、その肉声はかき消される。そしてその機関やソーシャルワーカーへの異論や反論は、管理や支配への抵抗としてではなく、それ自体が「より上位のレベルのリスク」として扱われる(Brown 2006;

Polack 2010). そもそもリスクアセスメントが向けられる対象が家族という点ですでに恣意的な権力行使である. 児童保護サービスが使用するリスクアセスメントに内包されている偏った価値観,そして社会政策の不備という社会側のリスクがチェックされるわけではない (Gambrill and Shlonsky 2001).

第四は、責任の個人化についてである。リスクアセスメントは、個々人をリスクの高低によってカテゴリー化する。これはネオリベラリズムの統治戦略であり、問題を脱社会文脈化し、自己責任という価値観を底上げする(Pollack 2010)。つまり、児童保護においてスタンダートになったリスクアセスメントは、貧困や、安全性の欠如、良質の住居の不足といった社会的問題から目をそらさせるだけでなく、これらの要因をリスクとして個人に責任を負わせている(Gillingham and Bromfield 2008; Strega 2009: 143)。つまり、行動に影響を与える社会的ならびに環境的な影響を無視するか、リスクだとすることで、社会的な問題を隠匿し、養育者に問題の全責任を押し付け、構造的な不平等を維持する。

第五は、リスク要因がスティグマ化され、属性化される点である。リスクアセスメントで肝心なのは、児童虐待のハイリスク社会集団のメンバーとされるかどうかの、社会人口的文脈における個人のポジションの確定で、ハイリスクであるということは、あなたがどういう人であるかを決定づける。その結果、リスクが、自分の足や手のサイズのように、個人の固定された属性になってしまう(Furedi 2007: 6)。リスクのアセスメントは、低階層・マイノリティというすでに周辺化されているひとたちを、ハイリスクという反論しにくい科学的なスティグマを公式に貼り付けることで、さらに周辺に固定化する(Keddell 2015; Pollack 2010)。

リスクアセスメントの根拠は、客観的で経験的 で、そして予測できるという前提である。しかし 実際はそうではなく、子育てに関する特定のジェ ンダー規範を強化し、周辺化されたひとたちへの さらなる負の意味づけに寄与している、と指弾さ れているのである。

(2) 児童福祉から児童保護へ

上でみてきたように、児童福祉の現場で、児童 虐待のリスクによる予測モデルが浸透したことで. 「児童保護」という言葉は新しい意味づけを獲得 している (Keddell 2015). 予測の段階での介入 は、プライバシーの侵害につながりやすいため、 利用者の同意を得るのが難しいはずである。だか らといって、同意なしに介入することには、大き な倫理的な問題がある。しかし、そうした強制的 な介入が違和感なく当然のことのように受け入れ られているのは、私たちがリスク社会の住人だか らである。

「私は空腹」という事実が、Beckのいうように、 リスク社会においては、「私は恐ろしい」というフ レーズに置き換えられる (Walklate and Mythen 2010: 48). リスクとは、突き詰めていえば、恐 怖のレトリックである。 ソーシャルワークでリス ク・パラダイムが支配的になるにつれ、リスクの レトリックが「恐怖」をさらに蔓延させ、ソー シャルワーカーが説明責任の不安に怯えるように なってきた (Stanford 2010). そして, その過程 で、福祉が介入の照準をあてていた「空腹」と いった基本的なニーズが脱焦点化され、恐怖に替 えられてしまったのである。児童福祉でリスクの 概念が浸透し、子どもやその家族のニーズにそっ て長期に援助するよりも、家族を調査し、子ども を危険な養育者から保護することが優先されるよ うになった.

このように児童虐待のリスクへの焦点化によっ

て従来の児童福祉が児童保護へと変質したことで. 子どもの最善の利益と家族の利益や地域の利益が 対立しうるものとして示されることになる。リス クのみに照準されるので、子どもや家族はその社 会文化的コンテクストから切り離され、家族が保 持しているかもしれない強さや資源、能力が軽視 される (Strega 2009). リスクアセスメントの項 目は、欠陥や問題に関するもので、ネガティブな 側面への焦点づけでしかない(Ayre 1998).

そして、失敗ケースに注目させることで、人々 は児童虐待について特定の様式で考えるようにな る。家族の異変に気付かなければ子どもたちは親 のもとで危険にさらされるので、家族に関する情 報を包括的で客観的な様式で集め、異変を察知し、 子どもを守るのが児童福祉の使命であるといった 考え方が標準的になる ソーシャルワーカーの関 心は、家族を機能させるより、子どもを守ること にシフトし、彼らの「良い実践」は、「調査と監 視」のボキャブラリーで語られるようになってし まったのである (Howe 1992: 496).

4 日本の児童虐待問題

(1) リスクアセスメントの導入

上記では児童虐待防止政策としてリスクアセス メントが実施されている英語圏での議論をみてき たが、では日本はどのようになっているのだろう

日本においては、1990年代後半、米国などで 実施されている児童虐待のリスクアセスメントが 紹介され、さらに独自に児童虐待のリスク要因を 突き止めようとする調査研究が、厚生労働省や関 係財団から助成金の交付をうけて実施された。欧 米など海外での児童虐待リスクアセスメントに掲 載されている項目を参考に、児童福祉、地域保健 や医学などの専門家が自分たちの領域の実践にも とづきリスク要因と考えられるものをあげ、それ

らを統計的手続きで裏づけていく作業が進められ た (上野・野村 2003). 結果として今日では、リ スクのチェックが児童虐待対策の中心になってお り、妊娠確定時の産科受診、役所での母子手帳の 交付、ゼロ歳児検診や三歳児検診が、子どもの健 康診断の場というよりは、母親に対するリスクア セスメントの場となっている。さらには、乳児の いる家族への全戸家庭訪問である「こんにちは赤 ちゃん事業」なども実施され、リスクアセスメン トを用いた児童虐待の早期発見が目指されている. 児童相談所の通告ケースの一時保護判定、乳幼児 健診、「こんにちは赤ちゃん事業」でリスクアセス メントの使用を怠れば、それ自体が大きな問題と なるだろう。英国では児童虐待問題の台頭により、 子どものいる家族という人口集団への国家の監視 がアセスメントのレベルと範囲、包括性において、 他の人口集団よりはるかに徹底しているとされる が (Howe 1992: 501), 日本でもこのようにいく つかの段階で当該人口の全数チェックがなされて いる

ところで、これらの児童虐待のリスクファク ター調査では、どんな項目がリスクとして挙がっ ているのだろうか. 用いられるアセメント表に よってさまざまであるものの,一般的に言って, 子どもが受けた怪我の程度や、保護者が行った行 為の内容といった、児童虐待と直接関連する項目 への注目は思いのほか少ない。むしろ養育者や子 どもが示す微細な兆候、日常生活の状態、さらに は母親の内面に関連した項目が多くを占めている。 たとえば,養育者の被虐待歴,愛されなかった思 い、しつけ主張、母若年、未婚、不自然な転居歴、 料理・掃除ができない、父母の年齢差、生活苦、 反社会的行動, 失業, 転職, 劣悪住居, 機関介入 拒否, 地域で孤立, 入院中・退院時でのトラブル, 望まぬ妊娠, 多子, 障害児, 片親, 不登校, 頻繁 な受診、子ども非行、義父母、夫婦不和、親のア

ルコール依存,親の犯罪・服役などである。多子と生活苦など,普通に考えれば相互に何の関連性もないような項目が,虐待のリスクという視点の下で,同一カテゴリーに入っている。「虐待リスク」という概念を介して,実に多くの項目がツリーのように繋がっている。これらの項目に,それぞれ直接関与する機関は,役所,保健所,病院,保育園,学校,警察など多岐にわたる。それゆえに,「虐待リスク」概念は,これら諸関係機関の密接な協力体制をも要請するものでもある。その結果,様々な公的機関による多重的でシステマティックな親子の把握が促されてきたのである。

筆者は、以前、①児童相談所、②保健所、③一 般人口を対象にした, それぞれの領域で最も代表 的なリスクアセスメント表の作成を目的とする研 究を取り上げ、詳しく検討した。 これら三つの領 域でのリスク項目を統計的に裏づけたとする調査 の内容は、信頼性・妥当性・倫理基準など社会調 **香の通常の手続きに照らせば大きな欠陥が認めら** れた(上野・野村 2003). そのひとが属するのと はまったく異なる集団、しかも文化的背景が異な る他人からなる集団のデータに、本人のデータを 外挿し、その結果によってリスクを判定するのが、 リスクアセスメントという手法なのである(佐藤 2013; 上野・野村 2003). しかも、そのリスクの 付与は、「科学」による差別や不平等 (Harding 2006=2009) に容易につながる。専門家や研究 者や現場スタッフや機関が暗黙の裡に持っている 「あるべき親子関係」についての価値観が、リス クという科学的な衣をまとって現場の実践内容に 入りこみ、そのような実践がまた、客観的で合理 的な良い実践だという規範をかたちづくっていた のである (Harding 2006=2009). たとえば多子 が、「豊かな母性」といったポジティブなものとし てではなく、児童虐待との関係でリスクとして提 示されるのは、社会・時代・文化の価値観のフィ

ルター、何よりそれをリスクとして提示するひと たちの考え方によってであることは、海外の先行 研究でみたとおりである。 リスクの被構成性とリ スクアセスメントへの批判的な議論は、海外だけ でなく日本の現状についても該当する(上野・野 村 2003)

日本の児童虐待防止では、何がリスクだと専門 家に考えられているのかを積極的に広報して, 人々に警告することはされていない。リスク要因 は、「警告」ではなく「判定」に使われるからであ る。検診等の場でリスクアセスメントが使用され ていることは、日本では養育者には知らされてい ない また、各児童相談所が使用しているリスク 項目も公開されていない. これは, 犯罪や疾病の リスク予防が、関係する人口の「恐れ」や「注 意」の喚起を目的としているのとは異なっている。 しかし、厚労省の虐待リスクアセスメント等がど のような項目からなるかはインターネットで公表 されている. それを直接閲覧しないまでも, 近隣 や専門機関から虐待の疑いの眼差しが自分たちに 向けられていることは、小さな子どもがいる母親 の間では知られていることである。

(2) 児童虐待事例再訪

リスクアセスメント表の作成や使用に関する研 究は日本でも多くなされてきたが、公的機関に よって児童虐待と判定された親がそのことをどの ように受け止めているのかについて、公表されて いる研究は、筆者が知る限り、辻だけである。辻 (2015) は、リスクアセスメントにより虐待ある いは虐待の疑いがあると判定され、公的機関が介 入した6人の母親(A~F氏)に、公的機関との やり取りや地域における人間関係の変化を中心に 聞き取っている。この調査では、すべての母親が、 地域の保健センターの保健師, 保育園の保育士, 民生委員、児童相談所の児童福祉司などから、子

育てが大変であるとみられていた。 母親6人の子 どもには、実際に虐待に起因するような怪我の跡 があるわけではなかった。しかし、3歳児検診の 未受診、子どもの身体症状(急性ストレス性胃腸 炎、喘息) や発達障害、警察の補導、夜間に子ど もだけにしていることなどが問題とされた。児童 福祉司は、母親に虐待あるいは虐待の疑いがある ことは伝えていたが、虐待の種別については説明 していなかった。調査対象者の全員が、児童福祉 司や保育士、民生委員からの相談やカウンセリン グの案内を断り、とくにそのうちのひとりは児童 相談所の一時保護の提案を跳ねつけたことで、さ らに虐待を強く疑われ、継続的な「見張り」(C 氏)の対象となったと認識していた。地域社会と の関係では、母親たちは、虐待を疑われ、児童福 祉司,保育士,民生委員,児童委員などとの関わ りが増えたことで、周囲の人から問題がある家庭 と見なされ、近隣との関係が疎遠になった。6人 のうち3人は自営業であり、専門家の家庭訪問の 回数が増え、客が離れた、 C氏は、収入が減少し たため、実家の父親に金銭援助を依頼した。パー ト就労の母親(F氏)も専門家との面接のために 仕事を休むことで収入が減り、 さらなる経済的問 題をかかえることになった。

ここで紹介した内容は、辻が保護者たちにイン タビューをして、状況を切り取り、それを対象者 に戻し、掲載許可を取ったものである。 それゆえ、 これら6人の母親たちに「実際に起こったこと」, あるいは少なくとも彼女たち自身が「自分の身に 降りかかったことをどのように認識しているか」 ということとは、若干のずれがあるかもしれない。 しかし、少なくとも、事例から示されているのは、 「虐待のリスク」という考えをもってこなければ、 公的機関が、これら6家族に介入するのは難し かっただろうということである。それに加えて、 離婚する,母子家庭になる,経済的に不安定にな

る、夜間働く、といった日常生活上のライフイベントが、リスクアセスメントの現場では、児童虐待と強く関連づけられている点である。実際、これら6事例は、すべて経済的な不安定さを抱える家族であり(うち1世帯は生活保護世帯)、それに伴う「階層化されたリスク」要因(Chan and Rigakos 2002)を抱えている。とくに母子家庭のリスクとしての規定力については、「うちは母子家庭だから前から疑われているだろうな」(A氏)、「保健師が問診票を見て、お母さん、母子家庭なんやねって言われた」(B氏)、「発達障害がある子どもさんを一人で育てるのは大変でしょ。関わり方を話し合いませんかと言われた」(C氏)などと、すべての母親が言及していた。

母親たちは、地域の専門家たちや近隣住民から、養育期の子どもがいるのに離婚したこと、母子家庭の生活様式や子育ての様式が問題視されることに違和感を示していた。「若い保健師が来て、チェック表みたいなものを見ながら離婚した時期や養育費のこととか、ストレスを」(A氏) 聞き取りにきたとき、母親の側は、自分たちの子育ての実践や経験を評価してもらえなかったどころか、問題化されたと述べていた。

母子家庭は可視性が高くリスクアセスメントで 捕捉されやすいが、その母子家庭という属性が逆 に彼女たち自身の声を消してしまう。ステレオタ イプで判断され、彼女たちの肉声はまともに取り 合ってもらえない。しっかりと周囲から見られて いるようで見られていないのである(Pollack 2010: 1270)。このことは、辻の取り上げる事例 でも見られる。F氏は児童相談所の人が来て「夜 のパートはやめて、昼間の仕事にしませんか」と 言われたという。そこで、「昼間のパートだけでは 収入が少ないから、夜の収入がいいパートをして るんです。生活のためです」と答えた。しかし、 児童相談所の人から「わかりますが、夜の仕事か ら昼間の正規雇用にかわる努力をしましょう. お母さんが夜いないと子どもさんの生活が心配です」と返された. このやりとりで, F氏は「母子家庭の生活のことを知らないんだ」と受け止めたのである. 児童福祉や困窮家庭の支援に携わる人たちが本来なら耳を傾けるべきは,「うちの家のことは知らんくせに」(B氏) という表現に典型的にみられる,「〈わたしたち〉の大変な母子家庭の生活を〈あのひとたち〉は知らない」という再クレイムであろう (Frank 1995: 2002).

前述したように「母子家庭」などが児童虐待の リスクとされてきたことについては、海外では専 門家や研究者の間で異論が投げかけられてきた しかし、F氏やB氏の証言からうかがえることは、 これらの項目が論争的なのは、専門家や研究者の 間だけではなく、第一に専門家とクライエント (「虐待者」のラベルを張られた人たち) との間だ ということである。 再度強調すべきは、特定の親 子関係がハイリスクなのではなく、そのひとたち が関わっている保健センター、児童相談所、保育 園,小学校,近隣といった社会関係のなかで,そ の親子がリスクとみなされるのである。Brown (2006) は、ソーシャルワーカーによるリスク評 価でハイリスクとされてしまった母親が、その長 期的な影響を心配する状況を記述している。日本 では、当事者が、どのような項目でどのように評 価された結果「ハイリスク群」に分類されたのか を明確に知らされることはない。それどころか、 リスクアセスメントが実施されていることすら明 確に知らされていない. しかし, 多くの母親たち は、妊娠して産院に行くや否や自分たちが「児童 虐待防止システム」の管理下に置かれることを 薄々感じていることだろう. ましてや、それに 引っかかったこの6人の母親たちは、「母子家庭」 「夜のパート」「発達障害」などの事情を理由とし て,公的機関や近隣に「見張られ」てきた,と感

じている.

しかし、現場では、こうした母親たちの思いが 受け止められることはない、「腹を立てるだけ無駄」 怒ったら、ますます虐待の母みたいに思われる」 (B氏) のである。リスクがあるとされると、関 係機関の「見守りサービス」の対象という受け身 で依存的な役割が付与される。新しい属性である 「虐待者」を獲得すると、母親が地域の関連機関 との関係を上手く築いていかなければならない。 その役割を引き受けることで、ますます依存的で 脆弱性の高い状態に置かれるようになる (Furedi 2007)

そうした監視体制からの脱出を図る行為もまた, さらなる「リスク要因」と評価され、監視体制は さらに強化される。引越し(F氏)や保育園の転 園(B氏)は、当事者にしてみれば、住宅問題の 解決、DVの配偶者からの逃避、地域コミュニティ からの排除への消極的抵抗である。あるいは、一 方的な解釈を押し付けてくる専門家からの脱出で ある。しかし、こうした行動は、けっしてそのよ うには解釈されず、虐待のさらなるリスクとして のみ解釈されるのである。「わかったから、もう 来ないで」(E氏) といったように、相談のサービ スや心理士のカウンセリングを断ることも同様で ある。さらに、養育者の「しつけの主張」もまた 児童虐待リスクとみなされうる.「私には私の躾 の仕方があると言うと、民生委員に『不利になる よ』と言われた」(C氏)といったように、これら の場合に専門家の対応のまずさが焦点化されるこ とはまずなく、ひたすら虐待者が追及される。児 童虐待防止システムに捕捉された養育者は, 自分 たちのローカルな知識や伝統や宗教に沿うのでは なく、最終的にはカウンセリングであれエンパワ メントであれ、専門家がリスクがないとみなす ジェンダー化された養育方法と態度に同調させら れていく、そうでないと、「協力的でない」「敵対

的」だとみなされリスクが下がらないのである (Strega 2009: 142-143)

他方、児童相談所や関係機関といった専門家の 側も、こうした虐待防止システムに取り込まれて しまっている。もちろん、リスクアセスメントの 使用は、問題が生じたときに現場の組織を守るた めの道具である (Gillingham 2006). しかし、虐 待防止システムのなかでは、現場のスタッフもま た監視され、子どものリスクアセスメントをより 一層正当化していかなければならない(Hanev 2004) 養育者だけでなく、現場の専門家もまた、 受け身的な存在にされ (Howe 1992: 498), 強い 規制の対象となったのである。そして母親たちは、 そのこともまた見抜いている。「児童相談所も一 生懸命, 仕事してるだけ」(A氏),「保育士は, 虐 待があるか、ないかって目で見てるんだと思う。 虐待を発見するためのマニュアルみたいなのが あって, それに従っているだけと思う」(B氏). 諸関係機関の連携として構築され、世論の後押し さえ受けた児童虐待防止システムの中では、 監視 する側もまた監視されており、「虐待者」からの異 議申し立てや抵抗に対しては、防衛的に対応する ほかないのである.

5 おわりに

リスクの存在を仮定するひとたちは、それを数 値化することで、物質のようにモノ化し、抽出し 排除できるとみなしている。しかし、これは自己 矛盾的な思い込みである。そもそもリスクの考え 方は、諸要因が相互に連関して、複合的にリスク になるという多重原因論だからである。複合的に 絡まりあったリスクの中のひとつを、他の諸要因 から切り離すことはできないし、ひとつのリスク 要因を排除することで、状態のさらなる悪化を招 来することがある。新しいシステムの状態になる と、別の危険因子が出現しうるのである(佐藤 2013)

上記の事例(辻 2015)でも、このことは鮮烈な形で見て取れる。つまり、ハイリスクとみなされた母親たちのもとに、専門家や児童委員の訪問が増えることで、彼女たちは「精神的に追い詰められ」(E氏)、母親と近隣住民との関係が変化してしまった。それまでも地域において色眼鏡でみられていた母子家庭が、より一層周辺化されることになった。さらに、児童相談所での面談などで母親の労働時間が減少したことにより、収入が減り、一層ストレスフルな状況が招来されたのである。これでは、まだ具体的な虐待行為に至っていなかった、単なる「ハイリスク」の母親が追い詰められ、本当に虐待行為に走りかねないのではないか

医学では、ハイリスクの患者への基本的な治療は「投薬」だけであるが、児童福祉現場が扱う子どもの養育には再生産のための継続的な労働力が必要である。膨大な労働力を投下して、虐待が予防できるどころか、単なる「ハイリスク群」を実際の虐待に追い込んでしまったとしたら、全く本末転倒である。

結局のところ、リスクアセスメントの何が問題だろうか。ここで見てきた事例から明らかなことは、まず、「リスク要因」とされている項目が、「母子家庭」「夜のパート」「発達障害」など、アセスメントされる本人にはいかんともしがたいものが多いという点である。とくに「母子家庭」や「夜のパート」などは、その家庭の社会的、経済的状況と強い関連がある。児童虐待リスクアセスメントが使用されてきた海外でも、社会的ならびに経済的に周辺化されてきた家族が主な介入対象になっていることは頻繁に言及されてきた(Pelton 2015)。日本の児童相談所に通告された虐待事例の調査においても、経済階層と虐待の強い関連性は明らかになっている(東京都福祉保健局 2005;

辻 2016; 山形県 2007). にもかかわらず、それら社会的経済的状況がひとたび「リスク要因」とみなされると、母親個人の問題にすり替えられてしまうのである. つまり、児童虐待の現場におけるリスク概念の使用は、政府が利用者や現場にリスクの責任を帰属させ、自分たちへのリスクを回避する仕掛けになっていることは明白である(Kemshall 2001; Pollack and Rossiter 2010).

近年は、日本でも保育所の不足が問題になり、 非正規雇用の増大や不安定な雇用が社会問題とし て取り上げられている。 貧困問題は、一昔前まで は「自己責任論」のターゲットとされてきたが、 非正規雇用が一般化した最近は、一般の人たちの 間でも、個人の問題ではなく政策側の問題である と認識されるようになってきた。(もちろん、保 育所や雇用の問題は現実には改善されておらず. 再生産労働力のコストは、経済的に不安定になっ ている家族に転嫁されたままであるが).しかし, そうした問題系と、児童虐待の問題系とは接続さ れず、児童虐待の問題は相変わらず自己責任論の 範疇にとどめられている。リスクアセスメントが 横行する現場では、「家族は失業や貧困や保育の不 足という出来事が顕在化する場であって、それら の原因ではない」というまっとうな見方は、後景 に退いてしまう。だが、ここで見てきた事例から 明らかなように、経済的な困難をかかえる母親を、 経済支援をせずに、セラピーに誘導することは再 考するべきだというほかない (Pollack 2010: 1268)

では、なぜこのような悲惨な「ニーズとサービスのミスマッチ」が起こるのか。それは、本稿の前半で記してきたように、リスクという概念が、個人の責任の強調と社会福祉の歳出縮減というネオリベラリズムのイデオロギー装置だからである(Parton 1998; Pollack 2010)。

Pollackは、ネオリベラル・ウエルフェアとい

う言葉を用いて、リスクという考えが、刑務所や 児童保護、メンタルヘルスなど多くの分野におい て、周辺化されたひとたちを規制するツールだと 位置づけている。市場、個人主義、そして規制緩 和によるグローバルな経済活動が最重視され、国 家の社会保障が民営化により経済活動に転化(た とえば刑務所産業)してきたなかで、政府はリス クという考えで福祉体制を変質させつつかろうじ て維持させ、生活困窮者などへの規制を強めてき ている。リスク言説で、周辺化された人々に自己 規制を奨励し、厳密で懲罰的な規制に身をゆだね させ、国家のパワーに服従させる (Pollack 2010: 1273)。 そして、リスクによる統治の戦略 は、自分の人生の困難に立ち向かおうとしない非 生産的なひとたち、あるいはリスクという観点か ら物事を考えられない人たちにまっさきに向けら れてきたのである (Giddens 1991=2005; Hvslop 2016).

こうした文脈の中で、従来的な「児童福祉」は 「児童保護」へと変質した。 そして、ハイリスク とされた, つまりネオリベラル的価値観に一致し ない母親たちを、その価値観に従うように強いる 装置になったのである。繰り返すと、その価値観 とは、きわめてジェンダー化された価値観でもあ る. つまり、リスクアセスメントとは、従来的な 「あるべき母親像」を、そこから逸脱するとみな された母親たちに強要する装置でもあるのだ。児 童保護では、リスクに向き合う自己改革――期待 された市民になる――は、関係機関での強制的な エンパワメント・プログラムといったものを通じ て母親により強く要請されている (Reich 2005).

他方、児童虐待問題に携わる現場の専門家の多 くもまた,女性である.彼女たちもまた,政府か ら「あるべき振る舞い」に当てはまるように規制 され、女性であるクライエントを管理する構造に なってしまっているのである (Pollack and Rossiter 2010) 児童福祉から児童保護へのシフトは、 政策を立案する政府が担うべき責任を、養育者だ けでなく現場にも転嫁してきた過程である。つま るところ、子どもを養育する家族だけでなく、現 場スタッフと児童保護機関もまた、ネオリベラ ル・ウエルフェアの犠牲者なのである。

「加文

- Armstrong, David, 1995, "The Rise of Surveillance Medicine" Sociology of Health & Illness 17(3): 393-404.
- Ayre, Patrick, 1998, "Significant Harm: Making Professional Judgements" Child Abuse Review 7(5): 330-342.
- Baird, christopher and Dennis Wagner, 2000, "The Relative validity of Actuarial-and Copnsensus-Based Risk Assessment Systems" Children and Youth Service Review 22(11/12): 839-871.
- Baumann, Donald J., J. Randolph Law, Janess Sheets, Grant Reid, J. Christopher Graham, 2005, "Evaluating the Effectiveness of Actuarial Risk Assessment Model" Children and Youth Services Review 27(5): 465-490.
- Beck, Ulrich, 1986, Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne, Suhrkamp. (=1998, 東廉· 伊藤美登里訳『危険社会――新しい近代への道』 法政大学出版局.)
- Brown, Debra, 2006, "Working the System: Re-Thinking the Institutionally Organized Role of Mothers and the Reduction of "Risk" in Child Protection Work" Social Problems 53(3): 352-370.
- Castel, Robert, 1991, "From Dangerousness to Risk", Graham.
- Burchell, Colin Gordon and Peter Miller (eds.), The Foucault Effect: Studies in Governmentality, Harvester/ Wheatsheaf: 281-298.
- Chan, Wendy and George S. Rigakos, 2002, "Risk, Crime and Gender" British Journal of Criminology 42 (4): 743-761.
- Ferguson, Iain. and Lavalette, Michael., 2006, "Globalization and Global Resistance: Towards a Social Work of Resistance" International Social Work 49(3): 309-
- Frank, Arthur, 1995, The Wounded Storyteller: Body, Ill-

- ness, and Ethies, The University of chicago Press. (=2002, 鈴木智之訳『傷ついた物語の語り手一 身体・病い・倫理』ゆみる出版。)
- Furedi, Frank, 2007, "The Only Thing We Have to Fear is the 'Culture of Fear' Itself' Spiked, Wednesday 4 April. (アクセス日: 2016年5月31日, http:// www.spiked-online.com/newsite/article/3053#. V2Xx3I9OLcw).
- Gambrill, Eileen, and Aron Shlonsky 2001, "The Need for Comprehensive Risk Management Systems in Child Welfare" Children and Youth Services Review 23(1): 79-107.
- Garland, David, 2003, "The Rise of Risk", Richard Ericson and Aaron Doyle (eds.), Risk and Morality, University of Toronto Press: 48-86.
- Giddens, Anthony, 1991, Modernity and Self-Identity. self and Society in the Late Modem Age, Polity Press. (=2005, 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダ ニティと自己アイデンティティ――後期近代にお ける自己と社会』ハーベスト社.)
- Gillingham, Philip, 2006, "Risk Assessment in Child Protection: Problem Rather Than Solution?" Australian Social Work 59(1): 86-98.
- Gillingham, Philip and Bromfield, Leah Broomfield, 2008, "Child Protection, Risk Assessment and Blame Ideology" Children Australia 33(1): 18-24.
- Haney, Lynne, 2004, "Introduction: Gender, Welfare, and Sates of Punishment" Social Politics 11(3): 333-362.
- Hannah-Moffat, Kelly, 1999, "Moral Agent or Actuarial Subject: Risk and Canadian Women's Imprisonment" Theoretical Criminology 3 (1): 71-94.
- Hannah-Moffat, Kelly, and Pat O'Malley, 2007, "Gendered Risks: an Introduction", Hannah-Moffat, Kelly, and P O'Malley(eds.), Gendered Risks. Routledge-cavendish (Kindle version).
- Harding, Sandra, 2006, Science and Social Inequality: Feminist and Postcolonial Issues. University of Illinois Press). (=2009, 森永康子訳『科学と社会 的不平等——フェミニズム、ポストコロニアリズ ムからの科学批判』北大路書房.)
- Howe, David, 1992, Child Abuse and the Bureaucratization of Social Work, The Sociological Review 40(3): 491-508.
- Howitt, Dennis, 1993, Child Abuse Errors: When Good Intentions Go Wrong, Rutgers University Press.

- Hyslop, Ian Kelvin, 2016, "Where to Social Work in a Brave New Neoliberal Aotearoa?" Aotearoa New Zealand Social Work 28(1): 5-12.
- Johnson, Will, 2006, "The Risk Assessment Wars: A Commentary: Response to 'Evaluating the Effectiveness of Actuarial Risk Assessment Models,' by Donald Baumann, J. Randolph Law, Janess Sheets, Grant Reid, and J. Christopher Graham, Children and Youth Services Review 27 pp. 465-490" Children and Youth Services Review 28(6): 704-714.
- Kamerman, Sheila and Alfred Kahn, 1990, "Social Services for Children, Youth and Families in the United States" Children and Youth Services Review, Special Issue. 12: 1-184.
- Keddell, Emily, 2015, "The Ethics of Predictive Risk Modelling in the Aotearoa/New Zealand Child Welfare Context: Child Abuse Prevention or Neo-Liberal Tool? " Critical Social Policy 35: 69-88.
- Kemshall, Hazel, 2010, "Risk Rationalities in Contemporary Social Work Policy and Practice" British Journal of Social Work 40(4): 1247-1262.
- Kemshall, Hazel, 2001, Risk, Social Policy and Welfare, Open University Press.
- Lupton, Deborah, 1999, Risk, Routledge.
- O'Malley, Pat, 1992, "Risk, Power and Crime Prevention", Economy and Society 21(3): 252-75.
- O'Malley, Pat, 1998, "Introduction", O'Malley, Pat(ed.), Crime and the Risk Society, Dartmouth/Ashgate: xi-xxv.
- Parton, Nigel, 1985, The Politics of Child Abuse, Macmillan.
- Parton, Nigel, 1998, "Risk, Advanced Liberalism and Child Welfare: The Need to Rediscover Uncertainly and Ambiguity" British Journal of Social Work 28 (1): 5-28.
- Parton, Nigel, 1996, Social Theory, Social Change and Social Work: The State of Welfare, Routledge.
- Parton, Nigel, David Thorpe, Corrine Wattam (eds.), 1997, Child Protection: Risk and the Moral Order, Macmillan Press.
- Pelton, Leroy, 2015, "The Continuing Role of Material Factors in Child Maltreatment and Placement" Child Abuse and Neglect 41: 30-30.
- Pollack, Shoshana, 2010, "Labelling Clients "Risky": Social Work and the Neo-Liberal Welfare State" Brit-

- ish Journal of Social Work 40(4): 1263-1278.
- Pollack, Shoshana and Amy Rossiter, 2010, "Neoliberalism and the Entrepreneurial Subject: Implications for Feminism and Social Work" Canadian Social Work Review 27(2): 155-169.
- Price-Robertson, Rhys and Leah Bromfield, 2011, Risk Assessment in Child Protection, NCPC Resource Sheet No. 24. March. (アクセス日: 2016年5月31 日, https://aifs.gov.au/cfca/sites/default/files/ publication-documents/rs24.pdf)
- Reich, Jennifer A. 2005, Fixing Families: Parents, Power, and the Child Welfare System, Routledge.
- 佐藤純一, 2013,「近代医学・近代医療とは何か」高草 木光一・佐藤純一・山口研一郎・最首悟『思想と しての「医学概論」――いま「いのち」とどう向 き合うか』岩波書店, 73-150.
- Stanford, Sonya, 2010, "Speaking Back' to Fear: Responding to the Moral Dilemmas of Risk in Social Work Practice" British Iournal of Social Work 40(4): 1065-1080.
- Stanley, Janet and Christopher Goddard, 1993, "The Effect of Child Abuse and Other Family Violence on the Child Protection Worker and Case Management" Australian Social Work 46(3): 3-10.
- Strega, Susan, 2009, "Anti-oppressive Approaches to Assessment: Risk Assessment and file recording" Jeannine Carriere and Susan Strega (eds.), Walking This Path Together: Anti-Racist and Anti-Oppressive Child Welfare Practice, Fernwood Books: 142-157,
- 東京都福祉保健局, 2005, 児童虐待の実態 Ⅱ ----輝か せよう子どもの未来, 育てよう地域のネットワー ク. (2016年5月31日取得, http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/gyakutai/index. files/hakusho2.pdf).
- 辻京子,2015,「児童虐待リスクとしての母子家庭―― 社会的排除とジェンダーの視点」『地域科学研究』 45(1): 61-71.
- 辻京子, 2016, 「児童虐待と経済階層の関連---A児童 相談所の虐待相談受理データからの考察」『臨床心 理学研究』53(2): 66-79.
- 上野加代子・野村知二,2003,『〈児童虐待〉の構築 ―心の問題から社会の問題へ』世界思想社.
- Wald, Michael, and Maria Woolverton 1990, "Risk Assessment: The Emperor's New Clothes?" Child Welfare 69 (6): 483-511.

- Walklate, Sandra and Gabriel Mythen, 2010, "Agency, Reflexivity and Risk: Cosmopolitan, Neurotic or Prudential Citizen?" British Journal of Sociology 61 (1): 45-62.
- Webb. Stephen A., 2006, Social Work in a Risk Society: Social and Political Perspectives, Palgrave Macillam (Kindle version).
- White, Angela and Peter Walsh, 2006, Risk Assessment in Child Welfare, An Issues Paper, Centre for Parenting & Research, Research, Funding & Business Analysis Division NSW Department of Community Services. (アクセス日: 2016年5月31日, http:// www.facs.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_ file/0005/321647/research_riskassessment.pdf).
- 山形県,2007,平成17年度児童虐待防止対策検討会調 査研究事業報告. (アクセス日: 2016年5月31日, http://www.pref. amagata.jp/ou/kosodatesuishin/010002/jidoyogo/H17kentoukai.pdf).

E-mail: icf31837@nifty.com

From Child Welfare to Child Protection: Child Abuse in Neo-Liberal Risk Societies

Kayoko Ueno

(Tokushima University)

An indispensable vehicle of neo-liberalism, risk has been heavily debated in relation to social welfare practices and policies, especially in connection with penal systems. This article considers how the expert knowledge on which neo-liberal government depends provides guidelines by which populations are assessed against norms. Review of scholarly opinion about governance and power of risk leads to discussion of how risk assessment affects the policy shift from child welfare to child protection that is occurring in many western countries and in Japan. Of particular interest are poor and single mothers who are regulated by a risk assessment tool predicated on intensive maternal child care, a tool that causes high risk populations to conform to an inherent gendered norm. Evidence is presented to suggest that, instead of being factual, child abuse risk calculation merely excludes other possible interpretations. Child protection professionals are encouraged to reconsider risk policy that makes individuals and families responsible for assigned risk factors such as poverty, unemployment, single parenting and substandard housing.

Key words: Risk, Child Abuse, Neoliberalism